**合弁契約書**

XXX株式会社（以下「甲」という。）及びYYY株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙でZZZ株式会社（以下「新会社」という。）を設立し、共同でこれを運営すべく、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

　甲及び乙は、●●事業（以下「本件事業」という。）を行うために、新会社を設立し、運営することを目的として本契約を締結する。

第２条（新会社の商号及び本店所在地）

1. 新会社の商号は、ZZZ株式会社と称し、英文ではZZZ Corp.と表示する。
2. 新会社の本店は、東京都港区に置くものとする。

第３条（新会社の事業目的）

1. 新会社は、次の事業を営むことを目的（以下「本件目的」という。）とする。

　（１）●●●●の製造販売

　（２）●●●●の売買

 （３）●●●●

　　　　・・・

　（７）上記各号に付帯する一切の業務

1. 新会社の定款に規定される新会社の目的は、前項各号に定めるものと同一に定めるものとする。ただし、関係当局において補正又は補正を前提とした指導を受けた場合はこの限りでない。

第４条（新会社の設立）

1. 甲及び乙は、各自出資することにより、資本提携を通じた両社の緊密な協力の下、第３条第１項各号の事業を営むことを目的とする新会社を、平成●年●月●日、株式会社の形態で設立するものとする。
2. 設立登記のための登録免許税額は甲が支払い、新会社の設立後新会社に請求するものとし、新会社は遅滞なくこれを支払うものとする。その他の新会社の設立費用（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第５条各号に定める費用を含むが、これらに限られない。）は、第６条の出資比率に応じて各自が負担する。
3. 甲及び乙は、本契約及び本契約に添付の定款（案）に基づき、平成●年●月●日に新会社の設立登記を完了すべく、互いに協力する。

第５条（事業年度）

　新会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とし、毎事業年度末に決算を行うものとする。ただし、第１期の事業年度は、新会社設立の日から●年３月３１日までとする。

第６条（出資比率）

　甲及び乙の出資比率は、甲が７、乙が３とし、各自、新会社の設立に際し、下記のとおり新会社の株式を引き受けるものとし、本契約に別途定める場合を除き、その後も保有株式数を維持するものとする。

記

（１）　引受株式数　甲：７００株

乙：３００株

（２）　払込金額　　甲：●円（１株当たり●円）

　　　　　　　　　　乙：●円（１株当たり●円）

第７条（取締役会の設置及び役員の選解任権）

1. 新会社には取締役会を設置することとし、新会社の取締役は、甲が指名する者３名、乙が指名する者１名の計４名とする。
2. 甲及び乙が前項に基づき指名した取締役については、甲及び乙のみが、自らが指名した取締役の解任に関する決定を行うことができるものとする。
3. 甲及び乙が本条に基づく指名又は解任の決定を行った場合、甲及び乙は、新会社をして、かかる取締役の選任又は解任を行うための株主総会を速やかに招集させるものとし、かつ、かかる新会社の株主総会において、甲及び乙が指名又は解任を決定した取締役の選任又は解任に、賛成の議決権を行使するものとする。
4. 甲及び乙は、前項に違反して議決権を行使しなかった場合、相手方に対して違約金として金●円を支払うものとする。

第８条（代表取締役の指名権）

　新会社の代表取締役は１名とし、甲がこれを指名することができるものとする。甲及び乙は、自らが指名した取締役をして、新会社の取締役会において、甲が指名した者が新会社の代表取締役に選定されるために必要となる一切の行為を行わせるものとする。

第９条（従業員の確保・費用負担）

1. 甲及び乙は、新会社に対して、設立日から●年間、甲及び乙が協議の上策定した事業計画に基づく人数の従業員を、それぞれ出向させるものとする。
2. 新会社における出向者の労働条件、勤務条件等は、甲及び乙の水準を基礎に甲及び乙が協議の上決定するものとし、新会社は当該協議に基づく労働条件、勤務条件等に従って出向者の人件費その他の費用を負担する。
3. 本条に定めるほか、出向者の処遇に関する詳細は、甲及び乙のそれぞれと新会社との間の出向契約において定めるものとする。
4. 甲及び乙は、本契約の有効期間中、また、本契約の有効期間終了後、相手方から新会社に出向している従業員について、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、自己若しくは自己の関連会社への引き抜き、又は他の企業への推薦、紹介、斡旋その他これらに類する行為を行ってはならない。

第１０条（重要事項の決定）

　新会社における以下の各号に定める事項の決定は株主総会の決議によるものとし、当該決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の４分の３を超える多数をもって行うものとする。

（１）定款の変更

（２）株式の発行、新株予約権の発行（新株予約権付社債を含む。）、自己株式の買受け・取得・処分、株式併合その他総株主の議決権の数が変動する行為又は変動する可能性を生じさせる行為

（３）資本金の減少及び準備金の減少

（４）合併、会社分割、株式交換、株式移転及び事業譲渡その他組織再編行為

（５）重要な業務提携及び重要な資本提携(その変更・解消を含む)

（６）倒産手続開始の申立て又は解散

（７）重要な人事(部長職以上)・重要な組織変更・人員の削減・人事労務関連諸規則及び人事制度の変更

（８）剰余金の処分

（９）重要な資産の譲渡

（10）事業の全部又は一部の休止又は廃止

第１１条（新会社による情報提供）

１　甲及び乙は、新会社をして、以下の各号に規定された書類を、それぞれにつき規定された時期までに、甲及び乙それぞれに対して提出させるものとする。

（１）各会計年度の末日から６０日以内

　当該会計年度に関する監査済連結財務諸表(日本において一般に公正妥当と認められる会計基準に則り、甲及び乙が同意する監査法人によって監査されたものでなければならない。)

（２）各月末日から２０日以内

　月次報告書

（３）各年度末日から３０日前まで

　年次予算計画

２　甲及び乙は、新会社をして、新会社の事業、業務、資産、負債、損益の状況又は事業の見込に重大な影響を与える事項が発生した場合における当該事項につき、甲及び乙それぞれに対して速やかに報告させるものとする。

３　甲及び乙は、自ら又は自らの会計士その他の代理人を通じて、新会社の通常の営業時間中、事前に理由を付した通知を行った上で、新会社を訪問し、新会社の全ての会計帳簿、書類その他甲又は乙が合理的に要求する記録を閲覧、謄写し、若しくは施設を検査することができるものとする。甲及び乙は、新会社をして、かかる閲覧等に必要な協力を行わせるものとする。

第１２条（資金提供）

1. 甲及び乙は、新会社が新たに発行する株式を引き受けることにより、新会社の事業の運営に必要な資金を提供することができる。
2. 前項の場合、甲及び乙は、当該時点における新会社への出資割合に応じて、新株を引き受ける権利を有する。
3. 甲又は乙が前項に基づく新株の引受けの一部又は全部を行わず、かつ、次の各号に定める者の出資割合が次の各号に定める率を下回った場合には、甲及び乙は、それぞれの出資割合を考慮して、本契約を修正する協議を開始するものとする。

（１）甲●％

（２）乙●％

第１３条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、新会社の剰余金につき、新会社の各事業年度の終了後３か月以内に金銭で配当を受け、その配当額は、甲及び乙の各新会社株式の保有割合にかかわらず同額とすることを相互に確認する。
2. 前項の規定にかかわらず、新会社の剰余金配当は、新会社設立後●年間は行わないものとする。

第１４条（知的財産権の処理）

1. 乙は、新会社に対し、対象製品に関する知的財産権その他一切の権利を実施、使用又は利用し、日本国内において対象製品を独占的に開発、製造及び販売することを許諾する。許諾条件については、甲及び乙で別途協議の上決定するものとする。
2. 新会社が新製品を開発した場合、新製品に関する知的財産権その他一切の権利(以下「新製品知的財産権」という。)は、新会社に帰属するものとする。
3. 甲は、新会社が解散・清算した場合には、前項に基づき新会社に帰属した新製品知的財産権を乙が新会社から買い取ることに合意するものとする。この場合において、買取価格等の買取条件については.甲及び乙が別途協議の上で決定するものとする。

第１５条（競業禁止）

　甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後２年間は、次の行為を行ってはならない。

（１）自ら又は第三者をして、新会社が行う対象製品の製造及び販売並びに新製品の開発、製造、販売等の事業と競合する事業(以下「競合事業」という)を行うこと

（２）自ら又は関連会社をして、競合事業を営む事業者(以下「競合事業者」という。)に出資し、又は経営に参画すること

（３）自ら又は関連会社の役員又は従業員を競合事業者の役員又は従業員として従事させること

第１６条（株式の譲渡制限）

1. 甲及び乙は、新会社設立後●年間は、その保有する新会社株式につき、第三者に対する譲渡、担保の設定等の一切の処分をしてはならない。
2. 新会社設立後●年を経過した後甲又は乙(以下本条において「譲渡申出者」という。)は、第三者に対してその保有する新会社の株式の全部又は一部 (以下「譲渡対象株式」という。)を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、譲渡予定先、譲渡対象株式の数、譲渡価格その他譲渡の主要条件を、相手方当事者に対して書面にて通知するものとする(以下「譲渡希望通知」という。)。当該通知を受けた相手方当事者は、次の各号に掲げる価額のうち当該相手方当事者が選択した価額にて、譲渡対象株式を譲渡申出者から買い取ることができるものとし、かかる買取りを希望する場合には、譲渡希望通知受領後３０日以内(以下「先買権行使期間」という。)に、譲渡申出者に対し、その旨書面にて通知するものとする。かかる通知がなされた場合、譲渡申出者は本条に定めるところに従い、譲渡対象株式を売り渡さなければならないものとする。ただし、当該通知を受けた相手方当事者が上記期間内に譲渡申出者に対して買取りの意思を表明しない場合には、譲渡申出者は、譲渡希望通知記載の譲渡条件で、かつ、本契約上の譲渡申出者の地位を譲渡予定先が承継することを条件に、譲渡対象株式を譲渡希望通知記載の譲渡予定先に譲渡することができるものとする。

（１）譲渡希望通知記載の譲渡価格

（２）譲渡希望通知がなされた日の直前の四半期末における新会社の純資産額を、当該日における新会社の発行済み株式総数で除することにより算定される額

1. 甲及び乙は、前項の規定に従い新会社株式の譲渡がなされる場合には、当該譲渡について承認がなされるよう、必要となる一切の行為を行うものとする。

第１７条（コール・オプション）

1. 相手方(以下「違反当事者」といい、もう一方の当事者を「請求当事者」という。)に以下の各号に規定する事由が発生した場合、請求当事者は、違反当事者が保有する新会社株式の全部又は一部を買い取ることを書面にて請求することができるものとし(以下「買取希望請求」という。)、違反当事者は、当該請求に基づいて自己の保有する新会社株式を請求当事者に売却するものとする。

（１）本契約のいずれかの条項に違反し、請求当事者が当該違反の是正を書面により求めたにもかかわらず、当該書面到達後●日以内にかかる違反が是正されない場合

（２）支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合又は銀行取引停止処分を受けた場合

（３）解散若しくは破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、その他の倒産手続開始の申立てを行った場合若しくは第三者が当該申立てを行った場合又は経営が事実上破綻したものと請求当事者が合理的根拠に基づき判断した場合

1. 前項の規定に基づき請求当事者が違反当事者の保有する新会社株式を買い取る場合の１株当たりの買取価格は、買取希望請求がなされた日の直前の四半期末における対象会社の純資産額を、当該買取希望請求がなされた日における新会社の発行済み株式総数で除することにより算定される額に0.8を乗じた額とする。
2. 第１項に基づく請求は、第２０条に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第１８条（プット・オプション）

1. 違反当事者に以下の各号に規定する事由が発生した場合、請求当事者は自己の保有する新会社株式の全部又は一部を買い取ることを書面にて請求することができる(以下「売渡希望請求」という。)ものとし、違反当事者は、当該請求に基づいて請求当事者が保有する新会社株式を買い取るものとする。

（１）本契約のいずれかの条項に違反し、請求当事者が当該違反の是正を書面により求めたにもかかわらず、当該書面到達後●日以内にかかる違反が是正されない場合

（２）支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合又は銀行取引停止処分を受けた場合

（３）解散若しくは破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、その他の倒産手続開始の申立てを行った場合若しくは第三者が当該申立てを行った場合又は経営が事実上破綻したものと請求当事者が合理的根拠に基づき判断した場合

1. 前項の規定に基づき違反当事者が請求当事者の保有する新会社株式を買い取る場合の１株当たりの買取価格は、売渡希望請求がなされた日の直前の四半期末における新会社の純資産額を、当該売渡希望請求がなされた日における新会社の発行済み株式総数で除することにより算定される額に1.2を乗じた額とする。
2. 第１項に基づく請求は、第２０条に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第１９条（デッドロック）

1. 甲及び乙は、新会社に関する情報共有及び新会社の運常方針の確認のため、新会社に関する責任者をそれぞれ選任した上で、１か月に１回、協議の場を設け(以下「株主協議会」という。)、新会社に関する責任者をして、株主協議会に出席させるものとする。
2. 甲及び乙は、協議の上、新会社の設立後、速やかに、次項に定めるデッドロックが生じた場合にその発生原因となった重要事項について判断をする者(以下「仲裁人」という。)を１名ずつ指名するものとする。仲裁人は、甲又は乙(両者の子会社を含む。以下、本項において同じ。)の役員又は使用人ではなく、過去に甲又は乙の役員又は使用人となったことがない者でなければならない。
3. 第１０条各号に規定する事項のいずれかについて、新会社の株主総会における決議事項が否決された場合(以下「デッドロック」という。)で、新会社の運営が著しく困難であると認められるときは、甲及び乙は、速やかにデッドロックの発生原因となった事項につき仲裁人にこれを報告し、その決定を求めるものとし、乙は当該決定を十分考慮に容れ、重要事項について承認又は不承認をするものとする。

第２０条（損害賠償）

1. 甲は、本契約に基づく甲の義務違反又は不履行に起因又は関連して、乙又はその役員若しくは従業員が損害、損失又は費用(合理的範囲における弁護士費用を含むが、特別損害や逸失利益は含まない。以下「損害等」という。)を被った場合、かかる一切の損害等を賠償するものとする。
2. 乙は、本契約に基づく乙の義務違反又は不履行に起因又は関連して、甲又はその役員若しくは従業員が損害等を被った場合、かかる一切の損害等を賠償するものとする。
3. 本項に基づく請求は、第１７条第１項又は第１８条第１項に基づく請求を妨げない。

第２１条（解散）

　新会社は以下の各号の事由が生じた場合には解散するものとする。

（１）第１９条の規定に従い、甲及び乙がデッドロック状態の解決に努力したにもかかわらず、デッドロック状態が解決されなかった場合

（２）新会社の決算年度末日における純損失が●円以上となることが判明し、新会社の純損失の解消についての甲と乙との間の協議が調わなかった場合

（３）新会社の設立から●年が経過したとき

第２２条（解散時の処理）

　新会社を解散した場合の処理は以下のとおりとする。

（１）対象会社の残余財産(設備、在庫等)は、各自出資比率に従い、甲又は乙に帰属するものとするが、具体的な財産の帰属については、両当事者の協議により決する。

（２）新会社の従業員の処遇については、甲及び乙の間で、あらかじめ決定した方針に基づいて、真摯に協議の上、決定するものとする。

（３）新会社と甲又は乙との契約であって、新会社解散時に有効なものの処理 については、新会社解散時において真摯に協議の上、決定するものとする。

第２３条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（１）開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（２）開示を受けた際、既に公知となっている情報

（３）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

1. 本条の規定は、本契約終了後も●年間、引き続き効力を有する。

第２４条（費用負担）

　本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙はそれぞれ、本契約の交渉・作成、署名捺印及び義務の履行に関連して自己が支払ったすべての費用(弁護士、公認会計士等の第三者に対する報酬及び費用を含む。)を各自負担する。ただし、相手方の債務不履行を原因として損害の賠償、補償等を求める場合の費用についてはこの限りでない。

第２５条（契約上の地位等の譲渡の禁止）

　甲又は乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡、移転、担保の設定その他一切の処分(合併、会社分割その他の組織再編手続により、本契約上の地位、これに基づく権利義務又は新会社株式の全部又は一部を第三者に移転し又は承継する場合を含む。)をしてはならない。ただし、第１６条第２項の場合はこの限りでない。

第２６条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第２７条（誠実協議）

　本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

 代表者氏名 ●●●●